

入札公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和 8年 4月 8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 事業名

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業

(2) 事業場

愛知県名古屋市瑞穂区萩山町 4丁目

(3) 事業概要

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業に係る統括管理業務、設計業務、建設業務及び工事監理業務を設計・施工一括発注方式により実施する。

(4) 事業期間

設計・工事請負契約締結日から令和13年 1月10日までとする。

(5) 予定価格

金 8,506,300,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

(6) 入札方法

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 本入札は、事業提案書の提出を受け付け、入札価格と入札価格以外の

要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成員

応募者は、参加表明書の提出時より前に共同企業体を結成し、各業務を担う構成員の企業名及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。なお、結成する共同企業体は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び設計・工事請負契約書案（以下「入札説明書等」という。）によること。

(2) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、次のとおりとする。

(ア) 本施設の設計業務を行う企業

(イ) 本施設の建設業務を行う企業

(ウ) 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の6の規定に基づき建築士を配置の上、工事監理を行う企業をいう。）

イ 複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。ただし、建設業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ建設業務と工事監理業務を担当することはできない。

ウ 応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することはできないものとする。また、応募者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員でないこととする。

エ 応募者は、構成員の中から代表企業を定めることとし、代表企業が手続き及び統括管理業務を行うこととする。

オ イ及びウにおける「資本面又は人事面において関連がある」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第 2条第 3号の 2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4号の 2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第 2条第 3項第 2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第 225号）第 2条第 4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第 154号）第 2条第 7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の代表社員及び業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第 2項又は会社更生法第67条第 1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（民法（明治29年法律第89号） 667条における組合契約となる団体をいい、共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 応募者の参加要件等

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限において、次の要件を満たすこと。

なお、競争入札参加資格の確認基準日以降、落札者決定までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして失格とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者

イ 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 本公告の日から落札者決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

オ 会社法第 511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者

カ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年律第 172号）第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。）がなされていない者

キ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（同法に基づく再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。

ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第 3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年律第71号）第 132条又は第 133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者

ケ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員との双方が同時に本公告にかかる入札に参加しようとしていない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり、適当と認める場合に限り、入札に参加することができる。

コ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

サ 次に示す者及びこれらの者と「資本面又は人事面において関連がある者」でないこと。

なお、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、(2)オに掲げる者と同じ者をいう。

(ア) 総合評価委員会議の総合評価委員又は当該委員が属する企業

(イ) パシフィックコンサルタンツ株式会社

(ウ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

(4) 各業務にあたる者の参加資格要件

構成員のうち、設計業務、建設業務、工事監理業務の各業務等にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

ア 設計業務を行う企業

設計業務を複数の者で実施する場合は、(ア)及び(イ)を全ての者（広場の設計業務を実施する者は除く。）が満たし、1者以上が(ウ)を満たすこと。

また、管理技術者（設計）及び配置技術者について、(ウ)及び(エ)を満

たすこと。なお、(ウ)及び(エ)を 1者が満たしている場合も可とする。

広場の設計業務を実施する者は、(カ)及び(キ)を満たすこと。なお、(オ)、(カ)及び(キ)を 1者が満たしている場合も可とする。

(オ)、(カ)及び(キ)を満たす者が 1者の場合、当該者が設計業務を実施すること。(オ)、(カ)及び(キ)を満たす者がそれぞれ異なる場合、(オ)を満たす者が地下駐車場の設計業務を実施し、(カ)及び(キ)を満たす者が広場の設計業務を実施すること。

(7) 令和 7・8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第 202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 管理技術者（設計）として同法第 2条第 2項に規定する一級建築士の資格を有し、設計業務を行う企業と 3か月以上の恒常的な雇用関係がある者を配置できること。

(エ) 配置技術者として、同法第10条の 3に規定する構造設計一級建築士及び建築設備士を有し、設計業務を行う企業と 3か月以上の恒常的な雇用関係がある者を配置できること。

(オ) 平成22年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、完成、引渡しが完了した延べ床面積 2,000㎡以上の地下駐車場の新築、増築または改築にかかる設計の実績を有する者であること（地下駐車場を含む建築物である場合は、これに該当する用途の延べ床面積が 2,000㎡以上であること）。なお、共同事業体としての実績は、本施設の設計業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

(カ) 令和 7・8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建設コンサルタント」の認定を受けており、うち「造園」を選択していること。

(キ) 平成22年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、次のいずれかの要件を満たす公園の設計を履行した実績を有するものであること。なお、共同事業体としての実績は、本施設の設計業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

- ・都市計画法施行規則（昭和44年建設省第49号）第7条第5項に基づき定める近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園
- ・都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条及び都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について（昭和51年建設省都市局長通達）に基づき設置する近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園

イ 建設業務を行う企業

建設業務を複数の者で実施する場合は、(ア)から(エ)までは全ての者（広場の建設業務を実施する者は除く。）が満たし、1者以上が(オ)を満たすこと。広場の建設業務を複数の者で実施する場合は(イ)及び(カ)を満たし、1者以上が(キ)を満たすこと。なお、(オ)、(カ)及び(キ)を1者が満たしている場合も可とする。

(オ)、(カ)及び(キ)を満たす者が1者の場合、当該者が主として建設業務を実施すること。(オ)、(カ)及び(キ)を満たす者がそれぞれ異なる場合、(オ)を満たす者が地下駐車場の建設業務を実施し、(カ)及び(キ)を満たす者が広場の建設業務を実施すること。

(ア) 令和7・8年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事A等級」の認定を本公告に係る入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに受けている者（共同企業体でAランクの企業を除く。）であること。

(イ) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 配置する監理技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者であること。

(エ) 配置する監理技術者は、建設業務にあたる企業と3か月以上の恒常

的な雇用関係がある者とする。

(オ) 平成22年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、延べ床面積 2,000㎡以上の地下駐車場の新築、増築または改築工事を施工した実績を有する者であること。（地下駐車場を含む建築物である場合は、これに該当する用途の延べ床面積が 2,000㎡以上であること）。なお、共同事業体としての実績は、本施設の建設業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

(カ) 令和 7・8年度名古屋市競争入札参加資格「造園工事A等級」の認定を本公告に係る入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに受けている者（共同企業体でAランクの企業を除く。）であること。

(キ) 平成22年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、次のいずれかの要件を満たす公園の整備工事を施工した実績を有するものであること。なお、共同事業体としての実績は、本施設の建設業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

- ・都市計画法施行規則（昭和44年建設省第49号）第 7条第 5項に基づき定める近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園
- ・都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第 2条及び都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について（昭和51年建設省都市局長通達）に基づき設置する近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園

ウ 工事監理業務を行う企業

工事監理業務を複数の者で実施する場合は、(ア)及び(イ)は全ての者（広場の工事監理業務を実施する者は除く。）が満たし、1人以上が(ウ)を満たすこと。広場の工事監理業務を実施する者は(エ)及び(オ)を満たすこと。なお、(ウ)、(エ)及び(オ)を 1者が満たしている場合も可とする。

(ウ)、(エ)及び(オ)を満たす者が 1者の場合、当該者が主として工事監理業務を実施すること。(ウ)、(エ)及び(オ)を満たす者がそれぞれ異なる

場合、(ウ) を満たす者が地下駐車場の工事監理業務を実施し、(エ) 及び (オ) を満たす者が広場の工事監理業務を実施すること。

(7) 令和 7・8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第 202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、管理技術者（設計）として同法第 2条第 2項に規定する一級建築士の資格を有し、設計業務を行う企業と 3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者を配置できること。

(ウ) 平成22年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、完成、引渡しが完了した延べ床面積 2,000㎡以上の地下駐車場の新築、増築または改築にかかる設計または工事監理の実績を有する者であること。（地下駐車場を含む建築物である場合は、これに該当する用途の延べ床面積が 2,000㎡以上であること）。なお、共同事業体としての実績は、本施設の工事監理業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

(エ) 令和 7・8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建設コンサルタント」の認定を受けており、うち「造園」を選択していること。

(オ) 平成22年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、次のいずれかの要件を満たす公園の設計または工事監理を履行した実績を有するものであること。なお、共同事業体としての実績は、本施設の工事監理業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

- ・都市計画法施行規則（昭和44年建設省第49号）第7条第5項に基づき定める近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園
- ・都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条及び都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について

(昭和51年建設省都市局長通達)に基づき設置する近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園

(4) 参加資格要件を欠いた場合の措置及び応募者の構成員の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における参加資格要件を欠いた場合の措置及び構成員の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合の措置は、次のとおりである。

代表企業	応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、応募者は失格

イ 応募者の構成員の変更可否は、次のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

3 入札手続き等

(1) 本入札及び契約に係る担当部局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課

電話番号 052-972-3263

(2) 入札説明書等の公表・交付

名古屋市電子調達システム内の調達情報サービス及び市公式ウェブサイトにおいて、入札説明書等を公表する。

アドレス

調達情報サービス (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>)

市公式ウェブサイト

(<https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1017437/1017485/1043995.html>)

なお、入札説明書等の交付は、調達情報サービス及び市公式ウェブサイトでの公表をもって代える。

(3) 参加表明書及び資格審査書類の提出

ア 提出期間

令和 8年 4月 8日（水）から同年 5月14日（木）まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、事前に電話で連絡することとする。郵送による場合は、書留郵便とし、令和 8年 5月14日（木）午後 5時までに必着とする。

(4) 応募者の参加資格確認基準日

令和 8年 5月14日（木）

(5) 競争入札参加資格を有しない者の競争入札参加資格審査申請手続

本公告に係る入札に参加を希望する者で、参加資格審査書類の提出日時において本市の競争入札参加資格がない場合は、名古屋市電子調達システム入札参加者登録（<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和 8年 8月 17日（月）までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公告に係る入札に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課（名古屋市役所西庁舎 11 階）

電話番号：0570-001-279（名古屋市電子調達ヘルプデスク）

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果を令和 8年 5月22日（金）に応募者に通知する。

(7) 入札書及び事業提案書の提出

ア 持参による場合の提出日時及び提出場所

(7) 提出日時

令和 8年 9月 1日（火）午前 9時から午前11時まで

(イ) 提出場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）

(ウ) 提出方法

入札書を封筒に入れて封印し、封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、事業提案書とともに提出すること。

イ 郵送による場合の到達期限及び提出場所

(7) 提出日時

令和 8年 8月31日（月）午後 5時まで

(イ) 提出場所

(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること。

(8) 開札日及び開札場所

ア 開札日

令和 8年 9月 1日（火）午前11時20分

イ 開札場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）

ウ 立会い

開札は、応募者の代表企業の立会いの下に行う。ただし、応募者の代表企業が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。なお、開札においては、入札価格が予定価格の範囲

内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

(9) 総合評価の方法

提案内容評価点と価格評価点を合計した点数により総合評価を行う。

(10) 評価基準等

落札者決定基準に定める。

(11) 落札者の決定方法

名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第2条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び円（日本国の法定通貨）

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 有。ただし、入札保証金は名古屋市契約規則第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 事業者は、設計・工事請負契約の締結に当たっては、本事業において、施設整備に係る全ての費用及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10以上に相当する契約保証金を納付するものとする。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りでない。

(3) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(4) 入札の取り止め

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと

認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、または取り止めることがある。

なお、後日、入札に係る不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加することができる資格のない者のした入札
- イ 提出書類（参加表明書、資格審査書類等）に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札保証金を要する入札について、入札時限までに所定の保証金を納付しない者のした入札
- エ 記名押印のない入札を行い、又は記入事項を判読できない入札
- オ 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- カ 自己がしたと他人の代理人としてしたことにかかわらず、同一の名をもってした 2通以上の入札
- キ その他入札の条件に違反した入札

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の締結

本事業の契約締結については、名古屋市会において議会の議決を経なければならない。そのため、まず仮契約を締結し、議会の議決が得られた後に本契約を締結する。

(8) その他の注意事項

落札者決定から設計・工事請負契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は、次のとおりである。

- ア 落札者における応募各社が不正 2事由（※）に該当した場合の措置は、次のとおりとする。

構成員	不正 2事由に該当した場合に限り、応募者は失格
-----	-------------------------

※不正 2事由

- ・本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第 3条、第 8条第 1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ・本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。）贈賄・談合等、著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 落札者における応募各社の変更可否は、次のとおりとする。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

(9) 調達手続の停止等

本公告に示した調達に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

(10) 低入札価格調査

本公告に係る入札は、名古屋市低入札価格調査要領（17財監第69号）の対象とし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合は、同要領第5条の規定に基づき調査を行うものとする。この場合、同要領第6条第1項の規定により当該入札者が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合がある。ただし、第5条第2項の規定は適用しないものとする。

また、その調査では当該落札者となるべき者は、事後の事情聴取に協力するものとする。

(11) 労務費ダンピング調査

(10)において低入札価格調査を行う場合、併せて労務費ダンピング調査を行うものとする。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回っていないかの確認及び当該労務費により入札した理由の確認を行うものとする。

確認の結果によっては、国土交通省の建設Gメンに通報を行う場合がある。

(12) その他

詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Subject matter of construction :

Nagoya City Mizuho Park Plaza and Underground Parking
Development Project

(2) Deadline for submission of application forms and relevant documents
for qualification : 5:00 p.m. , 14 May , 2026

(3) Deadline for the submission of tenders :
11:00 a.m. , 1 September , 2026

(4) Contact :

Sports Facilities Division, Sports Promotion Department, Sports
& Civic Affairs Bureau, City of Nagoya 1-1, Sannomaru 3-chome,
Naka-ku, Nagoya 460-8508, Japan

TEL : 052-972-3263